

広袴町内会HPの運用方針(1)

第2版 2018/9/6
初版 2018/5/14

1. 方針

広袴町内会の委員会(ボードメンバ)での共同管理・運営を行う

2. 理由

- (1)管理が一人の人間に集中することによって、運用が継続できない状態に陥ることを回避する為である(実際に、今回はその危機に直面することになった)
- (2)町内会の業務をのIT化を促進することによって、将来のボードメンバの負荷軽減を実現する為である

3. 具体的な内容

- (1)広袴町内会ホームページ(HP)(www.hirohakama.org)の運用は、原則として**広報部**が行うが、これに限らない
→HPの運用管理ができる人なら、ボードメンバやその委託者でもO.K.
- (2)**HPへの投稿は**、原則として**各部の副部長**または委託者の**独自の判断**で行う
→「副部長」とするのは、投稿方法のノウハウを継承する為である
→「独自の判断」とするのは、ニュースの即時性を担保する為である
- (3)**町内会会長**は、その理由の如何にかかわらず、**投稿を削除する権限を有するもの**とする。町内会会長が命じた場合、何人もその指示を**拒否することはできないもの**とする
→ 町内会会長がHP運用の最高責任者である為である

広袴町内会HPの運用方針(2)

4. HP記載事項の制約

- (1)政治、宗教、個人の思想、他人の名誉を毀損する事項、公益に反する事項、公序良俗に反する記載をしてはならない
- (2)上記(1)に該当しない場合であっても、**町内会会長の意に反する記載**をしてはならない
- (3)HPへの記載は、原則としてボードメンバが行うが、上記(1)(2)のおそれがないと判断された場合は**その限りではない**
→ 子ども会、町内会が認定したサークルの代表者による投稿を奨励する為
- (4)上記(1)(2)に反しない範囲で、広袴町内会の運営資金獲得の為の**商用的広告宣伝の利用を妨げない**
→ 「広袴便り」の広告収入と同じ位置付けで、バナー広告を行う為
- (5)上記(1)(2)に反しない範囲で、広袴町内会の会員へのWebサイトなどの**リンク等を妨げない**
→ 町内会メンバ同士の交流のきっかけとする為である
- (6)記載についての紛争が生じた場合、町内会会長が裁定・決定を行い、**紛争当事者は、その裁定・決定に従う**